

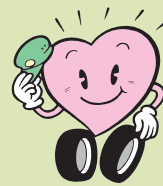
福岡県

Fukuoka Prefecture
Transportation
Information
No.1886

輸送 情報

2023.6/9

福岡県輸送情報 No.1886
(毎月2回 第2・第4金曜日 発行)
購読料:1ヶ月200円



公益社団法人 福岡県トラック協会



成田山久留米分院

No.1886 今号のTOP NEWS!

TOP NEWS 1 決定! 令和4年「無事故運動表彰」受章事業所

TOPICS-1 春の交通安全フェアin博多

TOPICS-2 春の交通安全キャンペーン



福岡県輸送情報

Fukuoka Prefecture Transportation Information No.1886

1886号・令和5年6月9日発行

C O N T E N T S

● TopNews1 決定! 令和4年「無事故運動表彰」受章事業所	1
● TOPICS1 春の交通安全フェア in 博多	2
● TOPICS2 春の交通安全キャンペーン	2
● 委員会レポート(広報)	3
● トラックにおける安全確保の徹底について	3
● 令和5年度 全ト協「優秀運転者顕章」に候補者のご推薦を!	4~5
● 令和5年度 中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込について	6
● 令和5年度「高さ指定道路」の指定に関する要望について	7
● 飲酒運転の防止について	7
● 労働保険における電子申請の利用促進について	8
● 令和6年3月高等学校卒業者の就職問題に関する申合せについて	8
● 高校新卒者の採用に向けた求人票の提出について	8
● 令和5年度毒物劇物取扱者試験について	9
● 第121回トラック運送業界の景況感(速報) 令和5年1月~3月期	10~13
● 会員だより「新規会員のご紹介」	14
● 行事日程	14

(公社) 福岡県トラック協会
LINE 公式アカウント

~トラック協会の最新情報を随時受信できます~

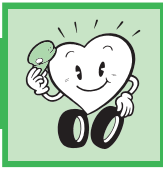
友だち募集中

@230tcqiw

LINEの「友だち追加」から、
ID検索するかQRコードを
スキャンしてください



TOP



NEWS-1

決定! 令和4年「無事故運動表彰」受章事業所

令和4年度無事故運動の受賞事業所(最優秀事業所10社、優秀事業所40社、優良事業所183社)が5月10日(水)に開催された福ト協理事会で承認され、下記のとおりとなりました。

※優良(福岡県トラック協会会長表彰)事業所につきましては、当協会のホームページ(<https://hearty.or.jp>)をご覧ください。

「福ト協ホームページ」→「各種表彰」→「福ト協関係」→「福岡県トラック協会無事故運動」→
「令和4年度無事故運動表彰事業所」【PDF】

晴れの表彰を受ける最優秀・優秀事業所

◎最優秀事業所【福岡県警察本部長表彰(10事業所)】

事業所名	
日鉄物流八幡(株) 構外物流部	(株) 松田 本社営業所
九州運輸建設(株) 輸送事業所	(株) NSロジ西日本 小倉営業所
(株) 太平運輸	ユニプレス物流(株) 苅田支店
(有) 福富運送	福岡興業(株)
立花運輸倉庫(株) 八女営業所	九州液送(株)

○優秀事業所【福岡県警察本部交通部長表彰(10事業所)】

事業所名	
力丸運輸(株)	(有) 福昌運輸
(株) 丸勢運輸	(株) 博運社 本社営業所
九栄運輸倉庫(株)	福岡倉庫(株) 陸運部福岡営業所
天龍運輸(株) 福岡支店	(有) 行橋鎮西運送
谷口運輸(株)	航空ネットワーク(株)

○優秀事業所【九州運輸局福岡運輸支局長表彰(10事業所)】

事業所名	
新手運輸(有)	(株) マルセコーポレーション
(株) イトキュー 本社営業所	為頼運送(株)
(株) NSロジ 西日本八幡支店	ユニプレス物流(株) 勝山支店
(株) 石松商会	九州トラック(有)
小原運輸(有) 北九州営業所	(株) イマナガ

○優秀事業所【交通事故をなくす福岡県民運動本部長表彰(10事業所)】

事業所名	
鮎川産業(株)	小倉貨物運輸(株)
久富産業(株)	(株) ワイズロジスティクス 本社
(株) 丸仲運輸	ジェット・ラインエクスプレス(株)
牛乳輸送(株) 福岡営業所	(株) 富士鳩急送 本社営業所
福島貨物(有) 本社営業所	(有) ワイズ本社

○優秀事業所【(一財)福岡県交通安全協会会長表彰(10事業所)】

事業所名	
福岡都市配送(株)	(株) 博運社 北九州営業所
大成運輸(株) 本社営業所	鳥飼機工(有)
(株) 白川運輸 本社営業所	戸畑物流(株)
小倉運送(株)	(株) 博運社 大牟田営業所
(株) 福岡ジャパンエクスプレス	(有) 共栄資源管理センター小郡

TOPICS-1

春の交通安全フェア in 博多

5月11日(木)、交通安全に対する関心と理解を深めるため実施されている「春の交通安全県民運動」にともない、福岡市博多区のららぽーと福岡にて、「春の交通安全フェア in 博多」が開催されました。

フェアの第1部では、ららぽーとの屋内イベントスペースで、玉水幼稚園園児らによる交通安全宣言と合唱、精華女子高等学校生徒による自転車ヘルメット着用の促進PRが行われ、第2部では屋外で福岡県警察音楽隊による演奏と、街頭キャンペーンとしてららぽーとの来客たちへ啓発物を配布しました。



主催挨拶では、福岡県副知事であり交通事故をなくす福岡県県民運動本部副部長を務める生嶋亮介氏と、同じく副部長を務める岡部正勝福岡県警察本部長が県民運動の実施要綱や県下の交通事故発生状況について述べました。また、中村英人福岡市副市長は、市長代理として「令和5年に入って交通事故発生件数が増加し、事故防止の啓発活動が非常に重要であることを改めて実感している。安心安全な社会の実現のために、法令遵守とマナー向上の啓発をしっかりと行って参りたい」と市長からの言葉を伝えました。

快晴の中、買い物に訪れた多くの人々に対して、交通事故防止の啓発と飲酒運転撲滅を訴えかけました。

TOPICS-2

春の交通安全キャンペーン

5月16日(火)、福岡県高速道路交通安全協議会(眞鍋博俊会長)、福岡県高速道路警察隊(安納剛隊長)、西日本高速道路(株)は「令和5年度春の交通安全県民運動」(5月11日～5月20日)実施に伴い、九州自動車道の古賀サービスエリア(下り線)にて、交通安全キャンペーンを開催しました。

開会にあたり、眞鍋会長は先月発令された「交通死亡事故警戒宣言」について触れ、ながら運転の危険性や高齢者の事故が増加していることを訴え、「“実現 安全安心ハイウェイ福岡”というスローガンの元、今日も高速道路利用者に積極的に交通安全を呼びかけていただきたい」と述べました。



また、福岡県高速道路警察隊からは、4月末の時点で前年と比較して交通事故件数が460件以上増加し、死者数も前年同期比で18人増加していることが報告されました。安納剛隊長は「重大事故に直結するあおり運転や悪質な交通違反の取り締まり、正しい交通ルールやマナーの啓発活動を行い、悲惨な交通事故を一件でも減らしたい」と訴えました。

晴天に恵まれ、汗ばむほどの陽気の中で福ト協の役員および関係者らが、サービスエリアの利用客にグッズやチラシを配布し、交通安全を呼びかけました。

会場では、タイヤの空気圧点検の他、シートベルトコンビンサーや高速道路警察のパトカーと白バイの試乗体験も行われました。

Report

委員会レポート

広報委員会 (中嶋利文委員長)

●5月17日(水)【福岡県トラック総合会館】

中嶋委員長の挨拶に続き、事務局より、令和5年度の広告代理店選考の経緯について説明が行われ、最終的に株式会社九州博報堂に決定したとの報告がありました。また、4月11日時点での企画書及び見積書が示されました。

中嶋委員長は、令和5年度の「トラックの日」のイベントは10月9日博多駅前広場にて、九州博報堂の運営によって行われることは確定したが、イベントの内容については、現時点での企画書に当てはめるのではなく、これから新たに計画を練っていただきたい旨を語りました。また、これまで



の開催結果から、会員の参加が少ないことが課題であるとして、会員向けに充実化を図り、様々な形で会員に参加してほしいと述べました。

委員からは、各地区からの参加がもっと増えたほうがよい、各支部において、どんなことがやりたいかなど考えてもらってはどうかといった意見が出されました。

お知らせ

トラックにおける安全確保の徹底について ～国土交通省からのお知らせ～

5月16日(火)午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、車両故障のため路肩に停車していた乗客乗員40名ほどを載せた貸切バスに大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生したことを受け国土交通省から通達が発出されました。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことであります。

つきましては、トラックの安全確保の徹底を図るため、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について改めて周知徹底をお願いいたします。

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - (1) 確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること
 - (2) 乗務員の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員を業務に従事させないこと
 - (3) 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」(以下「指導監督マニュアル」という。)に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること

指導監督マニュアル トラック事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf

指導監督マニュアル トラック事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。



令和5年度 全ト協「優秀運転者顕章」に候補者のご推薦を!

(公社)全日本トラック協会では、例年、「優秀運転者顕章」を実施しております。本年度も同様に実施されますので、下記推薦要領をご覧のうえ、候補者の推薦をお願いします。

なお、規程の改定により、平成28年度から銅十字章(無事故無違反 満5年以上)が廃止され、対象候補者は金十字章(無事故無違反 満20年以上)と銀十字章(無事故無違反 満10年以上)のみとなっておりますので、推薦の際は十分ご注意くださいますようお願いいたします。

また、当顕章の選考は12月の全ト協の理事会で決定される予定となっており、選考結果のお知らせは12月~来年1月頃となりますので、予めご了承下さい。

1.【推薦書兼誓約書入手先】

福ト協のホームページよりダウンロードして下さい。

《推薦書兼誓約書(Excel)のホームページ掲載場所》

「福ト協ホームページ」→「各種表彰」→「全ト協関係」→「優秀運転者顕章」→「候補者推薦書兼誓約書」【Excel】(<https://hearty.or.jp/publics/index/84/#block647>)

をダウンロード

2.【推薦書兼誓約書記入の注意点】

- ①全ての項目の記入が必須となります。
- ②無事故・無違反期間の条件は、金十字章であれば平成15年6月1日以前から、銀十字章であれば平成25年6月1日以前から無事故・無違反の方となりますのでご注意ください。
- ③過去に受賞した種類と同じ章は重複して受賞できません。

3.【提出方法】

- ①推薦書兼誓約書はExcel形式にてEメールによる提出のみ受け付けます。

なお、メール本文に「事業所名」「ご連絡先」「ご担当者名」を必ず明記して下さい。

送信先: fujinaka@hearty.or.jp

※令和3年度以前は「無事故無違反証明書」又は「SDカード」のスクリーンデータの添付を必要としましたが、現在は「推薦書兼誓約書(Excel形式)」のみが必要提出書類となります。

- ②受け付け完了後、1週間以内に受け付けした旨のメールを返信しますので、1週間過ぎても返信がない場合は、お手数ですが、P5のお問い合わせ先へご連絡下さい。

4.【提出期日】

令和5年7月28日(金)まで

5. 優秀運転者顕章規程(抜粋)

(目的)

第1条 この規程は、人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りをもたせ他の模範とするとともに、交道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

(顕章を贈る者)

第2条 この顕章は、公益社団法人全日本トラック協会会長(以下「会長」という)が贈るものとする。

(顕章の種類)

第3条 この顕章は、金十字章・銀十字章とする。

(顕章の贈呈基準及び受章資格)

第4条 この顕章を贈る基準は、現在運転者であって、運転者であった期間を通算して次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

(1)金十字章

満20年以上(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)

(2)銀十字章

満10年以上(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

2：前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

(1)人身に係る事故を起こした者

(2)物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者

(3)事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

(重複受章の除外)

第10条 現に章を受けている者は再び同種の章を受けることができない。

※無事故・無違反期間の条件

- 金十字章(満20年以上) 平成15年6月1日以前から無事故・無違反の方
- 銀十字章(満10年以上) 平成25年6月1日以前から無事故・無違反の方

《推薦書兼誓約書送信先・問い合わせ先》

(公社)福岡県トラック協会 総務部総務課〔担当:藤中〕

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18-8

TEL:092-451-7841 FAX:092-472-6439

メールアドレス fujinaka@hearty.or.jp



お知らせ 令和5年度 中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込について

(公社)全日本トラック協会が実施する令和5年度(第47回)中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込についてお知らせいたします。申込をご希望の方は下記公募要綱に従い、お申し込み下さい。

【中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込公募要綱】

1. 公募推薦総枠	40億円
2. 公募期間	令和5年7月3日(月)から令和5年10月2日(月)まで (但し公募枠の40億円に達し次第申込みを締め切ります。公募枠を超える公募があった場合は全ト協への先着順とします。)
3. 融資推薦対象者	(公社)福岡県トラック協会(以下「福ト協」という。)の会員で貨物自動車運送事業法の許可を受けた貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限ります。) (注1)貨物利用運送事業者は対象外。
4. 融資対象資金	(1)ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金。 地方ト協のポスト新長期融資枠を優先した後の、その補完的な位置づけとしています。 (2)自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金 ※融資推薦対象資金には消費税を含めることができます。
5. 融資条件	(1)融資限度 個別企業体・共同体とも2千万円(「地方ト協」の限度額とは別枠とします。) (2)融資利率 取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)によります。 (3)償還期間 ①車両:5年以内 ②自家用燃料供給施設:8年以内 (4)据置期間 6ヶ月以内 (5)担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによります。
6. 利子補給率	個別企業体・共同体とも 年0.4%
7. 県ト協への申込書類到着期限	1回目 令和5年7月21日(金) 2回目 令和5年8月21日(月) 3回目 令和5年9月27日(水)
8. 融資推薦適否決定通知予定日	1回目 令和5年8月15日(火) 2回目 令和5年9月15日(金) 3回目 令和5年10月20日(金)
9. 取扱金融機関	商工中金福岡支店・北九州支店・久留米支店並びに商工中金の代理店である信用組合の本・支店
10. 申込方法	所定の申込書により、公募期間満了日までに、県ト協経理課宛てに持参か郵送により申込して下さい。(申込必要書類は「福ト協」のホームページからダウンロードしてご利用下さい。)
11. 申込先	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8 (公社)福岡県トラック協会 経理課
12. 推薦通知書の有効期限	令和6年3月末日
13. 申込必要書類	(1)融資推薦申込書(様式1) (2)企業要項(様式2号の1) (3)事業計画書(様式3号の1又は様式3号の2) (4)承諾書(様式4号) (5)見積書(車両の場合) (6)工事請負契約書又は注文書・注文請書の写し(案文・見積書でも可) (7)所在地案内図((6)(7)は自家用燃料供給施設の申込の場合) ※提出された書類は返却されないため、取扱金融機関宛の提出書類は別途用意して下さい。
14. 商工中金宛借入申込	(1)融資推薦の決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否通知書」の写しを添えて商工中金等へ借入申込を行って下さい。 (2)決算関係書類等審査に必要な書類については、別途商工中金等からの依頼により提出して下さい。
15. 設備完成報告書等	(1)設備完成(購入)後、速やかに設備完成報告書(様式18号)を提出して下さい。 (2)設備完成報告がない場合は、利子補給を行えません。 (3)報告時の添付書類(すべて写しで可) ①車両 ・車検証(所有権移転完了のもの) ②自家用燃料供給施設 ・工事請負契約書または注文書・注文請書 ・危険物取扱所設置(変更)許可証及び完成検査済証 ・危険物取扱所全体概要図・平面図・立面図・周辺地図 ③車両・自家用燃料供給施設 共通 ・投資額全額の領収証 ・つなぎ融資がある場合、その確認書類(融資計算書及び返済計算書)
16. その他	この要綱に定めのない事項は「全ト協」の近代化基金運営要綱及び中央近代化基金運営事務取扱細則の定めるところによります。

◆問い合わせ先 (公社)福岡県トラック協会 経理課 担当:古賀・松尾 TEL:092-451-7844 FAX:092-472-6439

ポスト新長期規制適合車指定型式一覧 (平成27年度燃費基準達成車)

		平成21年排出ガス基準(ポスト新長期規制)		平成28年排出ガス基準(ポスト新長期規制)
		適合車	NOx・PM +10%低減車	適合車
平成27年度 燃費基準	達成	SKG・LKG	TKG・QKG	2KG
	+5%達成	SPG・LPG	TPG・QPG	2PG
	+10%達成	-	TRG	2RG
	+15%達成	-	-	2TG

お知らせ

令和5年度「高さ指定道路」の指定に関する要望について

全日本トラック協会では、道路通行時の高さの最高限度を4.1m(道路法及び道路交通法における一般的制限値は3.8m)とする「高さ指定道路」については、毎年度、国土交通省及び警察庁に対して追加指定の要望を行い、審査を経て新たに指定されております。

つきましては、追加指定の要望を希望される会員事業者は、下記要領にて、必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度の「高さ指定道路」追加指定要望結果につきましては、新たに37区間(指定36区間+一部指定1区間)が指定され、全ト協ホームページ(<https://jta.or.jp/>)に掲載されておりますので、お知らせいたします。

1.提出期限

令和5年6月23日(金) 福ト協必着

2.提出方法

全ト協ホームページ(<https://jta.or.jp/member/anzen/takasa2023.html>)をご確認いただき、提出書類を作成のうえ、下記の提出先Eメールアドレスへ送信して下さい。

3.提出書類

- (1)要望一覧表【Excelファイル】
- (2)要望区間票Ⅰ～Ⅱ【Wordファイル】
- (3)荷姿や高さ等が確認できる書類【Word、PDF等の電子ファイル】

4.対象区間

- (1)通行車両について、次の①～③のいずれかに該当すること。
 - ①背高国際海上コンテナ車
 - ②ダブル連結トラック(高さ4.1mの基準緩和車両)
 - ③積載物が積載状態で高さ3.8mを超え4.1mまでの単体物*であり、かつ、要望する区間を含む経路を継続、反復して使用する車両
 ※荷姿や積載状態の寸法等について別途書類(任意書式)の添付が必要
- (2)道路について、以下のいずれかに該当する区間を含まないこと。
 - ①トンネル、高架橋や植栽等で物理的な高さ障害がある区間
 - ②「大型車進入禁止」などの禁止区間
 - ③過去3年間に要望されているにも関わらず、指定されていない区間
 - ④生活道路等を含む区間(駅前、スクールゾーン、住宅街など)

5.提出先(お問合せ先)

(公社)福岡県トラック協会 業務二課(担当:吉田)

TEL: 092-451-7845 / Eメールアドレス: yoshida@hearty.or.jp

お知らせ

飲酒運転の防止について
～九州運輸局からのお知らせ～

現在、九州運輸局では、「事業用自動車総合安全プラン2025」及び「九州地域事業用自動車安全対策計画2025」に基づき、官民一体で飲酒運転の撲滅に取り組んでいるところです。

今年度に入り、管内の貨物自動車運送事業者による飲酒運転事故が複数発生しております。

つきましては、貨物自動車運送事業者として輸送の安全性を確実なものとするため、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、改めて飲酒運転防止の徹底が図られますよう周知徹底をお願いいたします。

【参考:全日本トラック協会ホームページ】

HOME > 会員の皆様へ > 安全対策 > 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルが改正されました。

https://jta.or.jp/member/anzen/anzen_kisoku_kaisei20180604.html

お知らせ

労働保険における電子申請の利用促進について
～福岡労働局からのお願い～

福岡労働局より、労働保険年度更新等の手続きに係る電子申請の利用促進について協力依頼がありました。

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口に向くことなく、夜間、休日でも手続きができるという利点があり、令和3年3月下旬からは一部を除く労働保険関係手続について、e-Gov経由でGビズIDを利用して電子申請を行うことも可能となっており、この場合には電子証明書の取得は不要となっております。

詳細につきましては、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

トップページ「テーマ別に探す」>「政策分野別に探す」>雇用・労働 > 労働基準 >

施策情報「労働保険の適用・徴収」> 施策紹介「電子申請のご案内」> 労働保険の電子申請に関する特設サイト
以下のリンクからもご覧になれます。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

- 労働保険の電子申請に関するお問合せ先 福岡労働局 総務部 労働保険徴収課 適用係 TEL:092-434-9833
- 「e-Gov」に関するお問合せ先 利用者サポートデスク TEL:050-3786-2225

お知らせ

令和6年3月高等学校卒業者の就職問題に関する
申合せについて ～福岡労働局からのお知らせ～

新規高等学校卒業者に対する就職の機会均等の保障、学校教育の充実と就職希望者の適切な職業選択を確保し、求人秩序の確立、適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、教育関係機関、事業主団体及び関係行政機関等の17団体で構成する福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会において、応募・推薦のあり方等について「申合せ」を行いました。

なお、大学等及び専修学校の卒業者の採用選考におきましても、この「申合せ」の趣旨が徹底されますようお願いいたします。

詳しくは、以下の福岡労働局のホームページをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 雇用保険・職業紹介関係 > 職業紹介関係 > 法令・制度 >

「2023年5月9日 令和5年度版新規高等学校卒業者の就職問題に関する申合せを掲載しました。」

以下のアドレスからもご覧になれます。

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/hourei_seido/antei03.html

- お問い合わせ先 福岡労働局職業安定部職業安定課 若年雇用対策係 TEL:092-434-9802

お知らせ

高校新卒者の採用に向けた求人票の提出について

来春の高校新卒者を対象とした求人について、6月1日からハローワークへの求人申込手続きが始まっておりますので、お知らせいたします。高校新卒者の求人申込は、下記の手続きが必要となります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

- ①5月以降、管轄のハローワークが開催する高校求人者説明会を受講する。
※事前申し込みが必要です。 ※高校求人者説明会は毎年受講する必要があります。
- ②6月1日から、管轄のハローワークで事業所登録・求人申込を行い、求人票を提出する。
※過去に一般求人を行い、ハローワークから適用事業所番号を付与されている場合、事業所登録は不要です。
- ③7月1日から、ハローワークのチェックを受けた求人票を高校に提出する。
※初回提出の場合、高校を訪問して就職担当者に会社概要や求人条件等の説明を行って下さい。
※高校生の採用選考は9月16日以降です。

- お問い合わせ先 (公社)福岡県トラック協会 業務二課(担当:吉田) TEL:092-451-7845

お知らせ

令和5年度毒物劇物取扱者試験について ～福岡県からのお知らせ～

令和5年度毒物劇物取扱者試験が以下のとおり実施されますので、お知らせいたします。
なお、詳細は福岡県公報(令和5年5月9日第395号)または福岡県庁のホームページを参照して下さい。

1 日時及び場所

(1) 日時

令和5年8月1日(火) 10:00～12:00

※試験開始後、30分以上遅刻した場合には受験を認めない。

※台風等の自然災害の影響により試験が実施できない場合は、予備日を令和5年8月15日(火)
10:00から12:00までとして実施予定。

※試験に関する最新情報は福岡県薬務課ホームページで公表するため、定期的を確認すること。

(2) 場所

福岡市博多区博多駅南4-2-10 南近代ビル

2 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願

イ 写真台帳

(2) 試験手数料

10,500円

※福岡県領収証紙により納付(領収証紙納付書に貼付)すること。

※試験手数料は申込み受付後、一切返還しない。

(3) 提出先

ア 福岡県内に居住又は勤務する者

住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉(環境)事務所又は市保健所(北九州市、福岡市(各区保健福祉センター)及び久留米市)に持参すること。

※郵送では受け付けない。

イ ア以外の者

福岡県保健医療介護部薬務課(〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7)に持参又は郵送すること。

※郵送の場合は、必ず書留とすること。

3 受付期間

令和5年6月7日(水)～16日(金)(土日を除く。) 8:30～17:00

※福岡市各区保健福祉センターのみ 9:00～17:00

※郵送の場合は、当日消印有効。

※申込み受付後の変更は認めないので、記入ミスのないよう十分確認した上で提出すること。

<福岡県庁ホームページ>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r5-dokubutugekibutugoukaku.html>

トップページ > 健康・福祉・子育て > 医療 > 薬局、医薬品・医療機器 >

令和5年度毒物劇物取扱者試験について

トップページ > 健康・福祉・子育て > 医療 > 登録販売者・毒物劇物取扱者 >

令和5年度毒物劇物取扱者試験について



第121回トラック運送業界の景況感(速報) 令和5年1月～3月期

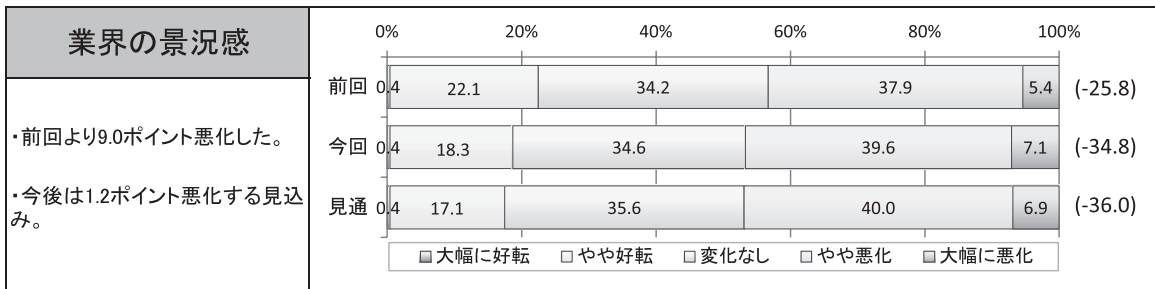
日銀短観(3月調査)では、大企業製造業において原燃料価格が高止まり、海外需要の落込み、世界的な半導体市場の悪化等が影響し、5四半期連続で景況感が悪化した。

こうしたなか、トラック運送業においては、輸送数量の減少(宅配を除く)、燃料・車両・修理費・運転者人件費等の輸送原価の上昇分が価格転嫁できない深刻な状況が続き、営業利益及び経常利益は圧迫され、令和5年1月～3月期の景況感は▲34.8と前回より9.0ポイント悪化した。

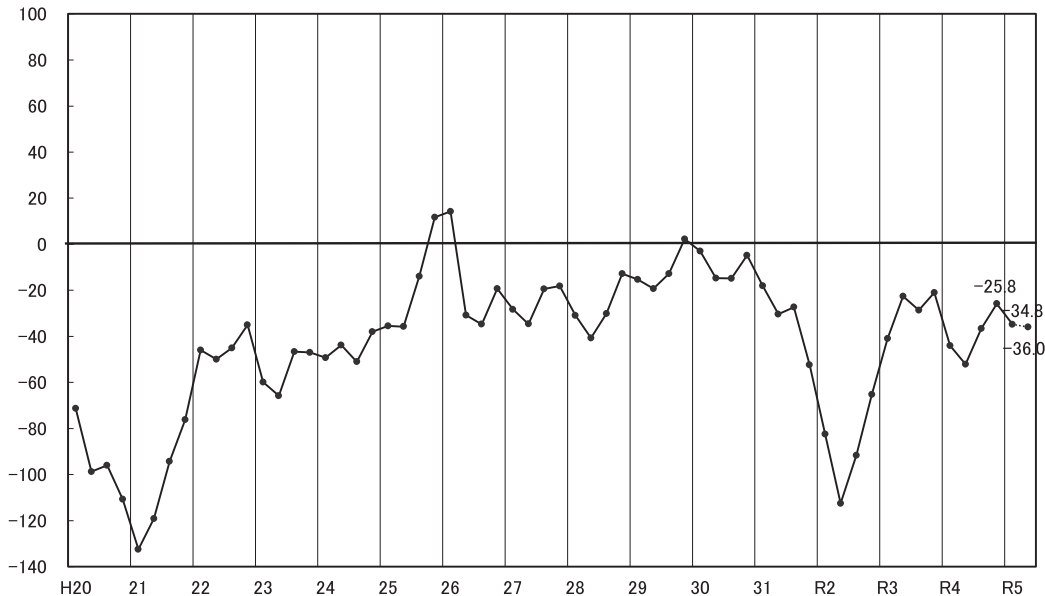
なお、今後の見通しは、燃料高、物価高等による輸送原価の増加による経常損益の悪化の見通しを反映し、▲36.0(今回▲34.8)と1.2ポイント悪化の見込みである。

1 業界の景況感:今回(令和5年1月～3月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 燃料、車両、修理費、運転者人件費等の輸送原価は上昇基調にあるが、価格転嫁が遅々として進まず、さらに一般貨物、特積み等の輸送数量の減少要因を織り込み、営業利益及び経常利益を圧迫したことから、業界の景況感は▲34.8と前回より9.0ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 今後の見通しは、燃料高、物価高による輸送原価増加による経常損益の悪化の見通しを反映し、▲36.0(今回▲34.8)と1.2ポイント悪化の見込みである。



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R4.10月～12月期)の状況、中段は今回(R5.1月～3月期)の状況、下段は今後(R5.4月～6月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 = $\{(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)\} \div A \times 100$

2 共通の概況①: 今回(令和5年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実働率は▲17.7(前回▲8.8)と8.9ポイント悪化、実車率は▲16.9(前回▲7.5)と9.4ポイント悪化し、輸送効率は悪化傾向に転じた。 ・ 運転者の採用動向は▲14.2(前回▲3.3)と10.9ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は81.5(前回77.1)と4.4ポイント上昇し、運転者労働力の不足感は一段と強くなり、新型コロナウイルス感染拡大前の水準を超えた。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実働率は▲16.9(今回▲17.7)と今回とほぼ同様の水準で、実車率は▲13.1(今回▲16.9)と3.8ポイント改善し、輸送効率はわずかながら改善する見込みである。 ・ 運転者の採用動向は▲16.5(今回▲14.2)と2.3ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は94.2(今回81.5)と12.7ポイント上昇し、運転者労働力の不足感は強くなる見込みである。

実働率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 24.0 47.5 24.4 4.2 (-8.8)</p> <p>今回 22.7 42.7 28.8 5.8 (-17.7)</p> <p>見通 21.9 42.7 31.9 3.5 (-16.9)</p> <p>■大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 □大幅に低下</p>
<p>・ 前回より8.9ポイント悪化した。</p> <p>・ 今後も今回とほぼ同様の水準の見込み。</p>	
実車率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 21.7 52.9 21.7 3.8 (-7.5)</p> <p>今回 18.5 50.0 27.7 3.8 (-16.9)</p> <p>見通 20.8 48.5 27.7 3.1 (-13.1)</p> <p>■大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 □大幅に低下</p>
<p>・ 前回より9.4ポイント悪化した。</p> <p>・ 今後は3.8ポイント改善する見込み。</p>	
運転者の採用動向	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.8 18.8 61.3 14.6 4.6 (-3.3)</p> <p>今回 1.2 15.8 57.3 19.2 6.5 (-14.2)</p> <p>見通 1.2 16.5 53.5 22.3 6.5 (-16.5)</p> <p>■大幅に増加 □やや増加 □変わらない □やや減少 □大幅に減少</p>
<p>・ 前回より10.9ポイント低下した。</p> <p>・ 今後は2.3ポイント低下する見込み。</p>	
運転者の雇用動向 (労働力の不足感)	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 16.7 47.5 32.1 3.8 (77.1)</p> <p>今回 20.8 44.6 30.0 4.6 (81.5)</p> <p>見通 25.0 47.7 23.8 3.5 (94.2)</p> <p>■不足 □やや不足 □適当 □やや過剰 □過剰</p>
<p>・ 前回より4.4ポイント上昇した(不足感が強くなった)。</p> <p>・ 今後は12.7ポイント上昇する見込み。</p>	

(注4) 雇用状況については、上段は前回(R4.10月～12月期)の状況、中段は今回(R5.1月～3月期)の状況、下段は今後(R5.4月～6月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

(次の頁に続きます)

3 共通の概況②: 今回(令和5年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲27.7(前回▲20.2)と7.5ポイント減少、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲11.9(前回3.5)と15.4ポイント減少した。 経常損益は燃料価格の高止まりによるコスト増加に対する助成金効果も限定的となり、▲34.2(前回▲29.6)と4.6ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲20.8(今回▲27.7)と6.9ポイント増加し、貨物の再委託は▲4.2(今回▲11.9)と7.7ポイント増加の見込みである。 経常損益は▲32.7(今回▲34.2)と1.5ポイント改善する見込みである。

所定外労働時間																																
<ul style="list-style-type: none"> ・前回より7.5ポイント減少した。 ・今後は6.9ポイント増加する見込み。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に増加</th> <th>やや増加</th> <th>横ばい</th> <th>やや減少</th> <th>大幅に減少</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>1.0</td> <td>12.9</td> <td>53.3</td> <td>30.2</td> <td>2.5</td> <td>(-20.2)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>0.8</td> <td>10.8</td> <td>53.8</td> <td>29.2</td> <td>5.4</td> <td>(-27.7)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>0.8</td> <td>12.7</td> <td>55.0</td> <td>28.1</td> <td>3.5</td> <td>(-20.8)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に増加	やや増加	横ばい	やや減少	大幅に減少	合計	前回	1.0	12.9	53.3	30.2	2.5	(-20.2)	今回	0.8	10.8	53.8	29.2	5.4	(-27.7)	見通し	0.8	12.7	55.0	28.1	3.5	(-20.8)			
項目	大幅に増加	やや増加	横ばい	やや減少	大幅に減少	合計																										
前回	1.0	12.9	53.3	30.2	2.5	(-20.2)																										
今回	0.8	10.8	53.8	29.2	5.4	(-27.7)																										
見通し	0.8	12.7	55.0	28.1	3.5	(-20.8)																										
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)																																
<ul style="list-style-type: none"> ・前回より15.4ポイント減少した。 ・今後は7.7ポイント増加する見込み。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に増加</th> <th>やや増加</th> <th>変わらない</th> <th>やや減少</th> <th>大幅に減少</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>1.7</td> <td>24.0</td> <td>54.4</td> <td>16.3</td> <td>3.8</td> <td>(3.5)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>1.5</td> <td>15.4</td> <td>57.7</td> <td>20.4</td> <td>5.0</td> <td>(-11.9)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>1.5</td> <td>20.0</td> <td>55.8</td> <td>18.1</td> <td>4.6</td> <td>(-4.2)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に増加	やや増加	変わらない	やや減少	大幅に減少	合計	前回	1.7	24.0	54.4	16.3	3.8	(3.5)	今回	1.5	15.4	57.7	20.4	5.0	(-11.9)	見通し	1.5	20.0	55.8	18.1	4.6	(-4.2)			
項目	大幅に増加	やや増加	変わらない	やや減少	大幅に減少	合計																										
前回	1.7	24.0	54.4	16.3	3.8	(3.5)																										
今回	1.5	15.4	57.7	20.4	5.0	(-11.9)																										
見通し	1.5	20.0	55.8	18.1	4.6	(-4.2)																										
経常損益																																
<ul style="list-style-type: none"> ・前回より4.6ポイント悪化した。 ・今後は1.5ポイント改善する見込み。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に好転</th> <th>やや好転</th> <th>変化なし</th> <th>やや悪化</th> <th>大幅に悪化</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td></td> <td></td> <td>22.5</td> <td>32.5</td> <td>37.9</td> <td>7.1</td> <td>(-29.6)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td></td> <td></td> <td>21.9</td> <td>31.2</td> <td>37.7</td> <td>9.2</td> <td>(-34.2)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td></td> <td></td> <td>18.5</td> <td>36.9</td> <td>38.1</td> <td>6.5</td> <td>(-32.7)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に好転	やや好転	変化なし	やや悪化	大幅に悪化	合計	前回			22.5	32.5	37.9	7.1	(-29.6)	今回			21.9	31.2	37.7	9.2	(-34.2)	見通し			18.5	36.9	38.1	6.5	(-32.7)
項目	大幅に好転	やや好転	変化なし	やや悪化	大幅に悪化	合計																										
前回			22.5	32.5	37.9	7.1	(-29.6)																									
今回			21.9	31.2	37.7	9.2	(-34.2)																									
見通し			18.5	36.9	38.1	6.5	(-32.7)																									

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第121回調査は、令和5年4月1日に、モニターに対して調査開始、令和5年4月30日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
145	492	520

4 一般貨物:今回(令和5年1月~3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物では、輸送数量は▲24.8(前回▲4.6)と20.2ポイント悪化、運賃・料金の水準は17.9(前回19.6)と1.7ポイント悪化し、営業収入(売上高)は▲21.1(前回▲2.9)と18.2ポイント悪化した。 営業利益は▲30.1(前回▲16.3)と13.8ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物では、輸送数量は▲14.2(今回▲24.8)と10.6ポイント改善、運賃・料金の水準は22.8(今回17.9)と4.9ポイント改善し、営業収入(売上高)は▲12.6(今回▲21.1)と8.5ポイント改善する見込みである。 営業利益は、▲25.2(今回▲30.1)と4.9ポイント改善する見込みである。

輸送数量	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.4 30.0 39.6 24.6 5.4 (-4.6)</p> <p>今回 24.4 35.0 32.1 8.5 (-24.8)</p> <p>見通し 26.4 38.2 30.1 5.3 (-14.2)</p> <p>■大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 ■大幅に減少</p>
<p>・前回より20.2ポイント悪化した。</p> <p>・今後は10.6ポイント改善する見込み。</p>	
運賃・料金の水準	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 30.4 59.6 9.2 0.8 (19.6)</p> <p>今回 28.9 61.4 8.5 1.2 (17.9)</p> <p>見通し 35.0 54.1 9.8 1.2 (22.8)</p> <p>■大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや下落 ■大幅に下落</p>
<p>・前回より1.7ポイント悪化した。</p> <p>・今後は4.9ポイント改善する見込み。</p>	
営業収入(売上高)	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.4 32.1 37.5 24.2 5.8 (-2.9)</p> <p>今回 0.8 28.5 31.3 27.6 11.8 (-21.1)</p> <p>見通し 27.2 39.0 27.6 6.1 (-12.6)</p> <p>■大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 ■大幅に減少</p>
<p>・前回より18.2ポイント悪化した。</p> <p>・今後は8.5ポイント改善する見込み。</p>	
営業利益	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 28.3 35.8 27.1 8.8 (-16.3)</p> <p>今回 0.8 25.2 28.5 34.1 11.4 (-30.1)</p> <p>見通し 23.6 32.9 38.2 5.3 (-25.2)</p> <p>■大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 ■大幅に減少</p>
<p>・前回より13.8ポイント悪化した。</p> <p>・今後は4.9ポイント改善する見込み。</p>	

会員だより 新規会員のご紹介

IT企画物流(株)福岡営業所 (福岡支部南福岡分会)

代表者 岩政 礼子

朝倉市上浦1065
TEL0946-21-0081
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
[車両数]普通7両

(株)エクセレントトランスポート (福岡支部南福岡分会)

代表者 大束 忠

那珂川市西隈1-19-24
TEL092-555-8118
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
貨物利用運送事業
[車両数]小型5両

新嬌運輸(株) (北九州支部行橋分会)

代表者 小山 千春

行橋市大字草野21-5
TEL0930-55-6736
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
[車両数]普通1両
小型5両

(株)TKライン (筑豊支部直鞍分会)

代表者 大森 康久

直方市大字上境字大木370-1
TEL0949-28-7073
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
[車両数]普通5両

Schedule 行事日程

(6月)	県ト協行事日程(6月10日~6月23日)
10日(土)	セメント輸送部会通常総会[18:30](八雲亭)
13日(火)	総務会[13:00](ホテル日航福岡)
13日(火)	第11回定時総会[14:00](ホテル日航福岡)
14日(水)	正副会長会議[11:00](福岡県トラック総合会館)
16日(金)	建材リース輸送部会通常総会[19:00](炭寅はなれ)
20日(火)	石油ローリー部会通常総会[17:30](八仙閣本店)
22日(木)	ダンプ輸送部会役員会[14:00](福岡県トラック総合会館)
22日(木)	利用運送・積合部会通常総会[18:00](オリエンタルホテル福岡)



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの改正

今般の労働安全衛生規則改正に伴う施行通達（令和5年3月28日付け基発0328第5号）によって、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号）が一部改正されました。

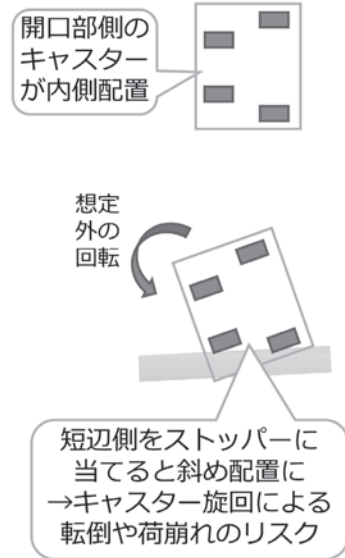
労働安全衛生規則の改正部分は、施行日前であっても、改正後のガイドラインに基づいた対策等を実施するようにしましょう。

1 テールゲートリフターによる労働災害の防止対策の新設

- 陸運事業者の実施事項に、次の項目が追加されました。

【テールゲートリフターによる労働災害防止対策】

- ア テールゲートリフターの操作は、特別教育を受講した労働者に行わせること。
- イ 作業開始前及び定期にテールゲートリフターを点検すること。
- ウ テールゲートリフターを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。
- ① ロールボックスパレットをテールゲートリフターに積載する際は、キャスターストッパー、歯止め等の逸走防止措置を講ずること。特に、いわゆるU字型ロールボックスパレット（前部のキャスターの間隔が後部のキャスターの間隔よりも短くなっているもの。）については、短辺側をストッパーに当てると斜め配置になる等の、キャスター旋回による転倒や荷崩れ等のリスクがあるため、逸走防止措置を確実に講ずること。
 - ② 床下格納式テールゲートリフターは、折り畳み部周辺の側部ストッパーに隙間が生じることから、床下格納式テールゲートリフターを使用してロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）の積載の作業を行うに当たっては、当該隙間から同ロールボックスパレット等の車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。



2 ロールボックスパレットによる労働災害の防止対策の充実

- (1) 陸運事業者の実施事項のうち、労働者の遵守事項に以下の項目を追加
 - ロールボックスパレット等を移動させないときは、必ずキャスターストッパーを使用すること。ロールボックスパレット等にキャスターストッパーが備わっていない場合は、歯止めなど適切な逸走防止措置を講ずること。
- (2) 陸運事業者の実施事項に、以下の項目を追加
 - ロールボックスパレットに不具合があった場合は、速やかに所有者又は荷主に対しその旨を報告し、その後の対応を協議すること。
 - 最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。
- (3) 荷主等の実施事項に、以下の項目を追加
 - 荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。
 - 荷主等は、自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載重量を表示するとともに、定期的の不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。また、陸運事業者より不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。



3 関係法令の改正等への整合

- (1) 「安全帯」を「要求性能墜落制止用器具」に改正
- (2) 昇降設備を使用する貨物自動車の最大積載量を、「5 t以上」から「2 t以上」に改正
- (3) 腰痛予防対策指針の通達番号の改正（平成25年改正を反映）

ガイドラインのあらまし及び全文は、こちらからご覧いただけます。

<http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/04/niyakusagyou-anzentaishaku-guideline.pdf>



テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育 ～陸災防事業のご紹介～

当協会では、テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うための知識及び技能が確実に身に付けられるよう、特別教育に関する以下の事業を実施します。ぜひご利用ください。

各都道府県支部が実施する特別教育

- 特別教育のうち、学科教育(4時間)を実施します。(科目の省略は行いません。)
- 実技教育(2時間)は、各事業場において日常使用している機種で行えるよう、実施方法を整理した補助教材をご紹介します。
- 各都道府県支部において、テキスト発行後(6月以降)に準備が整い次第、順次開催します。詳しくは各支部にお問い合わせください。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間

特別教育用教材等の頒布

- 安全衛生特別教育規程に定めるカリキュラムに準拠した特別教育用テキスト「テールゲートリフター作業必携」(A4判約100ページ、頒価990円(税込))を、6月1日発行予定です。(5月31日まで予約販売受付中です。)
- 特別教育の受講記録が記載できるポケットサイズ(A6判)の「テールゲートリフター安全作業ハンドブック」を、6月頃発行予定です。
- 学科教育の効果的な実施に役立つ映像補助教材(動画)を、7月上旬頃の発売に向けて準備中です。頒価等詳細は、決まり次第特設ページでお知らせします。

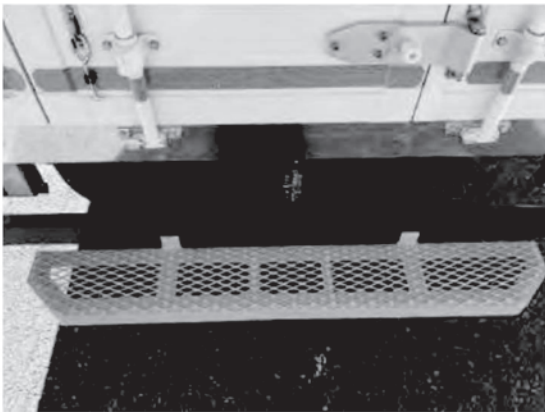
特別教育のインストラクター養成講習

- 社内で特別教育の講師となる方を対象とした講習です。「テールゲートリフター作業必携」と映像補助教材を用いて、特別教育における教え方のポイントなどを教授します。
- 開催スケジュール、受講料など詳細は、決まり次第特設ページでお知らせします。
- インストラクター養成講習の受講を希望される方は、陸災防都道府県支部までご連絡ください。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A①

昇降設備とその要件とは何ですか？

- ◆ 荷を積み卸す作業を行うときに使用する昇降設備は、貨物自動車に取り付けられたものだけでなく、荷役作業場所に備え付けられ、作業の際に持ち運んで使えるものも含まれます。
- ◆ 単なる足掛かりのようなものでは、作業員が安全に昇降することができません。作業員の墜落・転落を防止するという目的に照らして、適切な昇降設備を設置することが必要です。



昇降設備の例



※昇降グリップ(手すり)がある方がより安全です

- ◆ 安全に昇降できるよう、昇降設備の構造は、手すりのあるものや、踏板に一定の奥行きがあるものにしましょう。
- ◆ 貨物自動車に設置されている昇降用ステップを使わせる場合は、三点支持(両手、両足の四点のうち三点で身体を支えること)ができるよう、昇降グリップをつけましょう。



安全な昇降設備とはどのようなものですか？

- ◆ 地面から踏面(2段以上の場合は段差ごと)の段差が50cm以内であること
- ◆ 両足を置くことができる踏面幅であること
- ◆ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること
- ◆ 踏面は板状またはスリット状であること(角柱状や棒状の場合は、三点支持による昇降ができる昇降グリップが必要)
- ◆ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること
- ◆ 地面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A②

保護帽の着用が必要な時、必要でない時はどんな場合ですか？

- ◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフター（TGL）が設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- ◆ テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で荷役作業を行う場合で、以下の場合は保護帽の着用義務は適用されません。※
 - テールゲートリフターを使わずに荷を積み卸す作業を行う場合
 - テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないとき

		荷台側面が構造上 開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		必要	必要
2トン以上 5トン未満	TGL設置	必要	必要（TGL使用時のみ）
	TGLなし	必要	不要

※保護帽着用の適用除外は、この部分のみ

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育とは何ですか？

- ◆ 労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- ◆ 特別教育の講師の資格要件はありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- ◆ 社内で特別教育を行う代わりに、外部研修機関等が行う特別教育を受講させることでも差し支えありません。
- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

事業者のみなさま

消費税の

インボイス制度

令和5年10月 **スタート**



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
(インボイス関連)



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。

中小企業庁
リーフレット



登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。
また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。



インボイス制度について詳しく知りたい方

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。

相談窓口一覧表

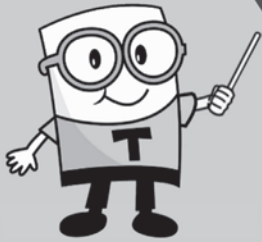


消費税

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



／ おさえていただきたい ／

4 つ の ポ イ ン ト

ポイント
1

免税事業者からインボイス
発行事業者になられた方

納税額を売上税額の
2割に軽減

詳しくは、**P2**

ポイント
2

一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、
インボイス保存**不要**

詳しくは、**P3**

ポイント
3

すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、**P3**

ポイント
4

これから登録される
免税事業者の方

登録希望日に
登録が可能に

詳しくは、**P4**

重要

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の可否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。



ポイント
1

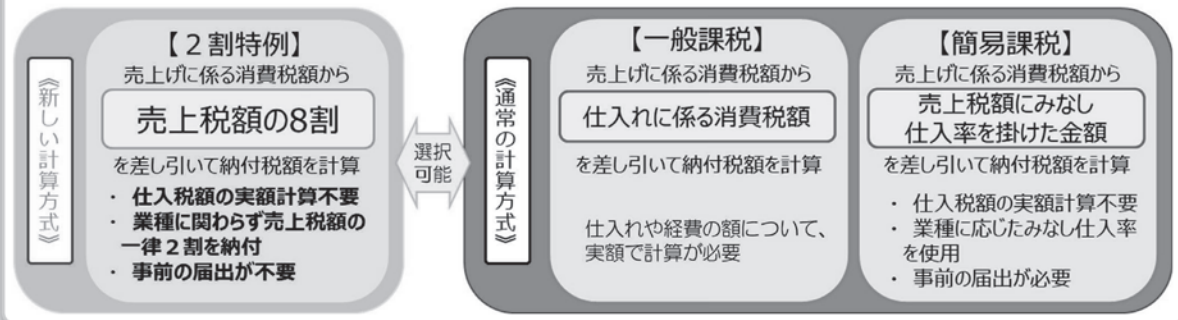
インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

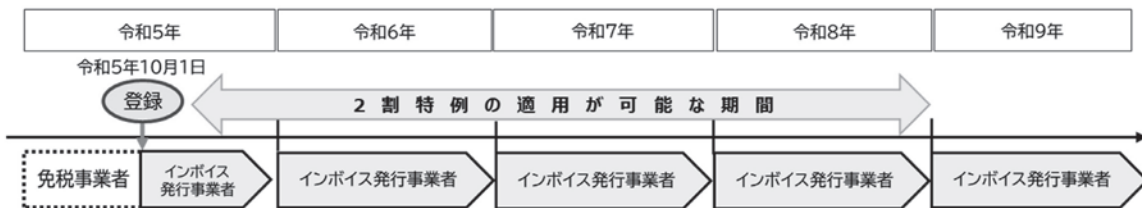
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
➡ つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能
適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間^(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
➡ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
➡ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

ポイント
31万円未満の返品や値引きについて
返還インボイスの交付が不要

すべての事業者の方が対象！

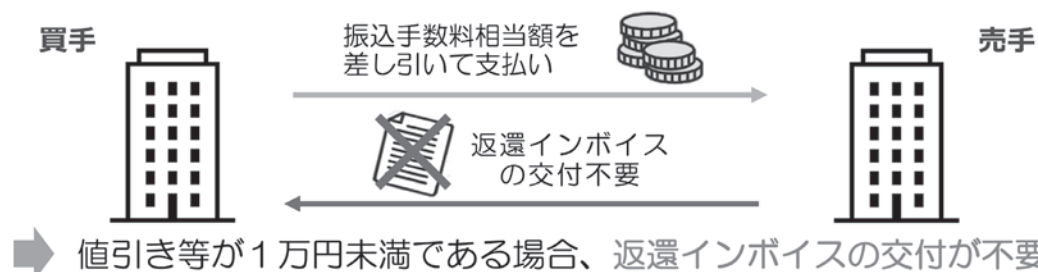


(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）



(詳細はこちら)

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

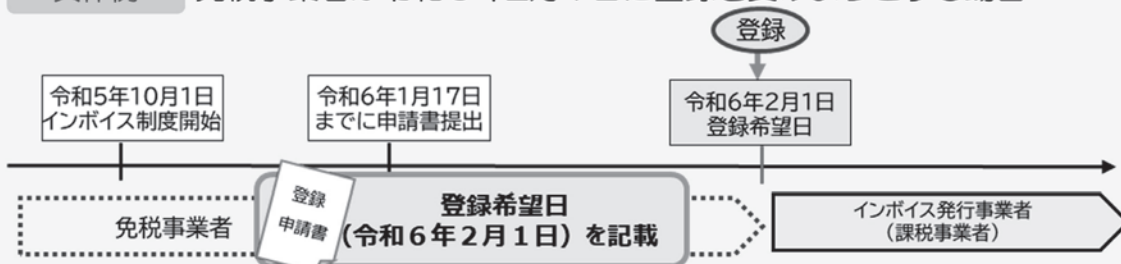
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



特設サイト



自動車運送事業者様向けの

働きやすい 職場のつくり方セミナー

参加費
無料

～求職者の運転者への就職を促進し、人材確保を目指して～



日時

6月22日(木) 13:00-16:00 (開場・受付12:20-)

会場

TKPガーデンシティPREMIUM天神スカイホール
福岡県福岡市中央区天神1-4-1 西日本新聞会館 16階

定員

先着100名

出席対象者

これから「働きやすい職場認証制度」の活用を検討される自動車運送事業者様が対象です。

13:00~13:05

開会

13:05~13:30

自動車運転業における職場環境改善に向けた施策取組み

国土交通省 九州運輸局

13:30~15:00

事業者様による職場環境改善に係る「優良事例」のご紹介

株式会社博運社／祐徳自動車株式会社／第一交通産業株式会社 (発表順)

15:00~16:00

働きやすい職場認証制度の概要説明

一般財団法人 日本海事協会

セミナーのお申込みはこちらから！

【締切】6月16日(金)12:00まで



定員100名に達し次第、
お申込みは締め切ります。

主催：一般財団法人日本海事協会

後援：国土交通省 九州運輸局

共催：東京海上日動火災保険株式会社/三井住友海上火災保険株式会社/
損害保険ジャパン株式会社/あいおいニッセイ同和損害保険株式会社/AIG損害保険株式
会社/大樹生命保険株式会社/株式会社ベネフィット・ワン/一般社団法人運転従事者脳
MR[健診支援機構/株式会社日本総合ビジネス/ディップ株式会社/株式会社シスコール
ジャパン/株式会社ジンジブ/ヤマトリース株式会社/オリックス自動車株式会社/
LIXILトータルサービス株式会社/東京海上ディーアル株式会社

ClassNK
CHARTING THE FUTURE

一般財団法人 日本海事協会 交通物流部

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4-7

TEL : 03-5226-2412 (09:00-17:30 土日祝祭日を除く) Email : untensha@classnk.or.jp

https://www.untenshashokuba.jp



会場のご案内

近隣の「TKPガーデンシティ天神」とお間違えないようお越しく下さい。
会場は、大丸福岡天神店本館に隣接している「西日本新聞会館」が入口となります。

住所

TKPガーデンシティPREMIUM天神スカイホール
福岡県福岡市中央区天神1-4-1
西日本新聞会館 16階

電車でお越しの方へ

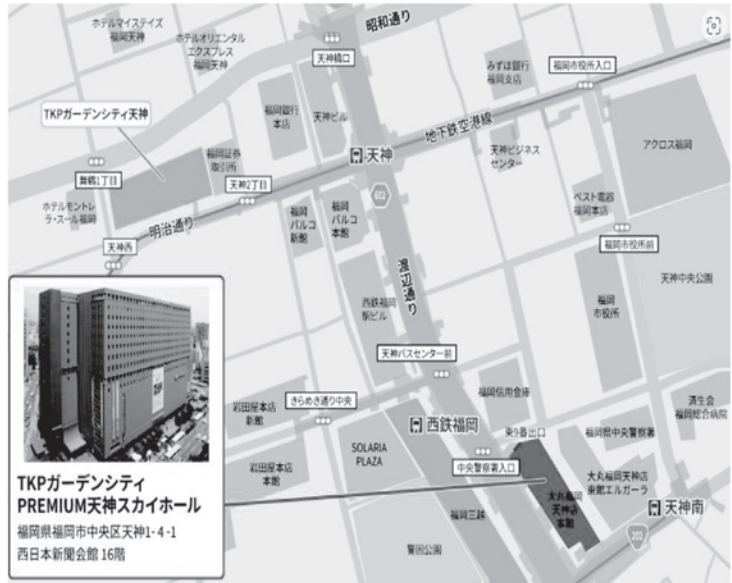
福岡市地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩1分
西鉄天神大牟田線 西鉄福岡駅 徒歩3分
福岡市地下鉄空港線 天神駅 徒歩5分

タクシーでお越しの方へ

JR博多駅より10分

お車でお越しの方へ

駐車場のご用意はございません。
近隣の各駐車場をご利用いただくか、
公共交通機関でお越しください。



“Follow” をよろしくお願いいたします！

セミナー情報、認証事業者様の働きやすい職場づくりについてなど、
皆様のお役に立つコンテンツを掲載しています！！



Instagram



TikTok



UDアクティブステアリング

このステアリングを知るともう後戻りできない
あらゆる走行条件下においてアクティブな運転支援を
ドライバーに提供し、安定したステアリング感覚を実現

Quon

人を想い、先を駆ける。



UDアクティブステアリング特設ウェブページで
詳細をご覧ください。



UDトラック株式会社 九州地域

福岡地域営業部：福岡市東区多の津1-39-4 TEL 092-629-1124
北九州地域営業部：北九州市小倉北区西港町17-1 TEL 093-581-2305
佐賀久留米地域営業部：久留米市宮ノ陣町若松1-8 TEL 0942-38-2002

ISUZU

★★★★★
New Five Star
GIGA

ドライバー不足への対応、コンプライアンスの遵守など、
輸送ビジネスを取り巻く課題は、多岐にわたっています。
お客様の課題解決に貢献するために、
経済性/快適性/安全性/積載性/安定稼働、
いすゞが期待されている、この5つの主要性能で
お客様にとっての価値をさらに磨きあげました。
——ニューファイブスター-GIGA
お客様のビジネスへ、物流の未来へ、大きく貢献します。



カーボンニュートラル社会の実現に向け、
天然ガス自動車もご用意しています。

いすゞ自動車九州株式会社

〒812-0055 福岡県福岡市東区東浜1-10-85
Tel:092-641-7711 Fax:092-641-7744

トラックと物流ビジネスに関することは、すべてプロフェッショナルパートナーISUZUへ、いすゞ自動車(株)お客様相談センター 0120-119-110 9:00~12:00、13:00~17:00月曜~金曜(除く所定の休日) <https://www.isuzu.co.jp> シートベルトをしめ、スピードを控え安全運転を、点検・整備をしっかりとしましょう。



走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

福岡市東区箱崎ふ頭5-4-17 TEL:092-641-8186

人と、社会と、その先へ。



HINO
PROFIA



HINO
RANGER



HINO
DUTRO



九州日野自動車株式会社

福岡市東区みなと香椎3-7-2

TEL:092-518-1371 FAX:092-518-1375

運行管理者国家試験対策テキスト

【貨物自動車運送事業編】
過去の問題の解説と
実践模擬問題

定価2,640円(税込)

発行・発売元

(株)輸送文研社<柏林書房>

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-3-4

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

ホームページ <https://yuso-bunken.co.jp>(お申し込みも出来ます)

●パンフレットの内容及び価格は、おことわりなく変更することがあります。



10月9日は
「トラックの日」

編集・発行:公益社団法人 福岡県トラック協会

TEL(092)451-7878(代表)

FAX(092)472-6439・(092)451-7964

ホームページ <https://hearty.or.jp/>

総務局・総務部

総務課:092-451-7841

総務局・経理部

経理課:092-451-7844

事業局・業務部

業務一課・二課:

092-451-7845

福岡県適正化事業実施機関
(輸送相談窓口)

092-451-7846

千早分室

092-671-0338

(FAX:092-672-4778)